
第6章 その他の災害対策計画

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- (2) 北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、市町村（消防機関）
 - ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

る。

キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

(7) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(4) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

(7) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備

(4) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

(7) 漁船乗務員の養成と資質の向上

(5) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化

(4) 海難防止に対する意識の高揚

ケ 第一管区海上保安本部及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。

(7) 海技従事有資格者の乗船確認

(4) 無線従事有資格者の乗船確認

(4) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

第3 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記1のとおりとする。

(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 広域海難発生時の広報

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、市町村（消防機関）、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ第3章第1節「組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、定めるところによるほか次によるものとする。

(1) 実施事項

ア 第一管区海上保安本部（海上保安庁法第5条）

- (7) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- (イ) 船舶交通の障害の除去に関すること。
- (ロ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- (ハ) 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

イ 市町村（基本法第62条、水難救護法第1条）

- (7) 遭難船舶を認知した市町村は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、市町村計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- (イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

ウ 北海道警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市町村長を助け、市町村長が現場にいない場合は、市町村長に代ってその職務を行うこと。

エ 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

オ 水難救難所（道内に107カ所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、定めるところにより実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について市町村等各関係機関は、定めるところにより実施するものとする。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、定めるところにより実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

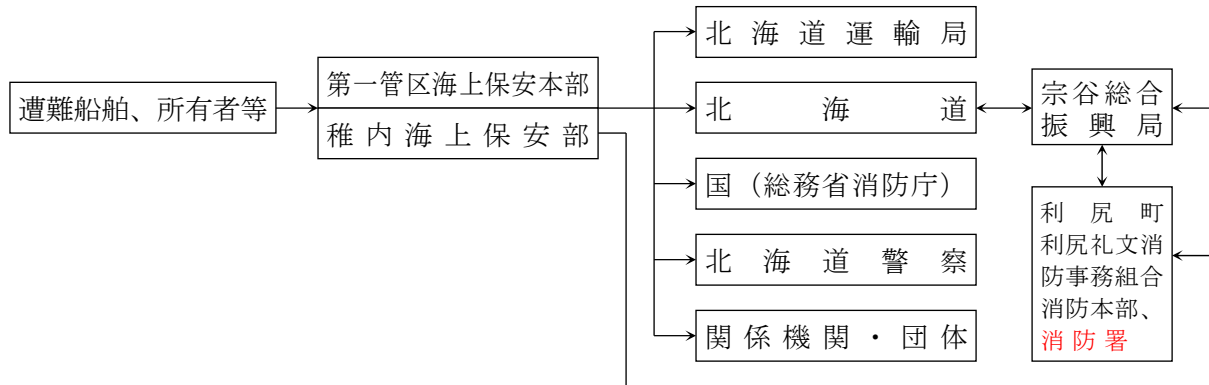
海難発生時における自衛隊派遣要請については、定めるところにより実施するものとする。

11 広域応援

道、市町村及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施

できない場合は、定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

情報通信連絡系統図



II 流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 関係行政機関の共通実施事項（北海道開発局、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、市町村（消防機関））

- (1) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 各行政機関の個別の実施事項

(1) 北海道開発局

港湾及び漁港における直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

(2) 第一管区海上保安本部

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

(7) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）

(4) 港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況）

(5) 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）

イ 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び排出油等の防除に関する協議会の育成強化

ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

(7) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

(4) 船舶に対する訪船指導

エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

(7) 船舶安全法に基づく安全基準の励行

(4) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

(5) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(3) 北海道

ア 市町村の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。

イ 市町村等の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。

ウ 市町村及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

(4) 市町村（消防機関）

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

- (7) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
- (イ) 消火器具の配備。
- (ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備。
- (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合

- (1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

1 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局、第一管区海上保安本部、市町村（消防機関）、北海道、北海道警察

(2) 実施事項

ア 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 油等大量流出事故災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 市町村

市町村長は、油等大量流出事故**災害時**、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道

知事は、油等大量流出事故**災害時**、必要に応じ定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故**災害時**、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 油等の流出又は流出する恐れがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに第一管区海上保安本部等、最寄りの海上保安機関に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続き流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 第一管区海上保安本部

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。

特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

- エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。
- カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- キ 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 北海道開発局

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

また、国土交通省が保有する大型油回収船の出動に当たり、必要な調整を行う。

(4) 北海道、市町村（消防機関）

ア 北海道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。

イ 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 北海道警察

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(1) 第一管区海上保安本部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて市町村（消防機関）協力を要請するものとする。

(2) 市町村（消防機関）

火災状況等の情報収集に努め、第一管区海上保安本部の消火活動に協力するものとする。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は定めるところにより実施するものとする。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、定めるところにより実施するものとする。

9 広域応援

道、市町村及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

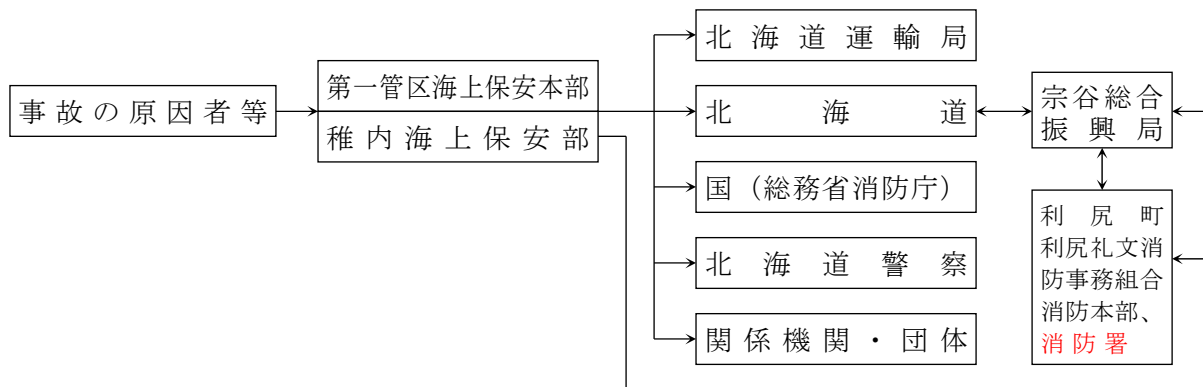
10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

11 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、定めるところによる。

情報通信連絡系統図



第2節 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落事故により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、各種対策を実施する。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

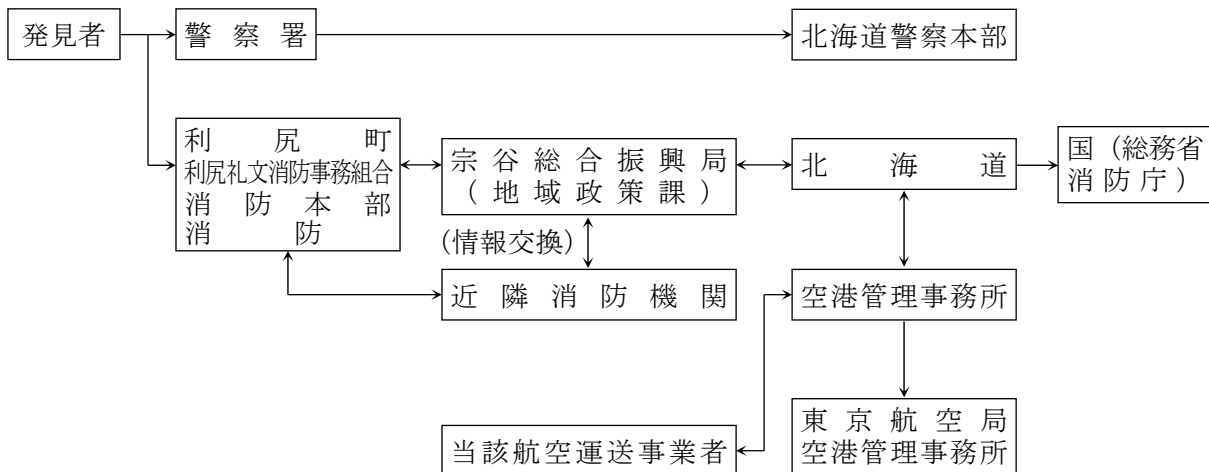
ア 災害発生時には、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

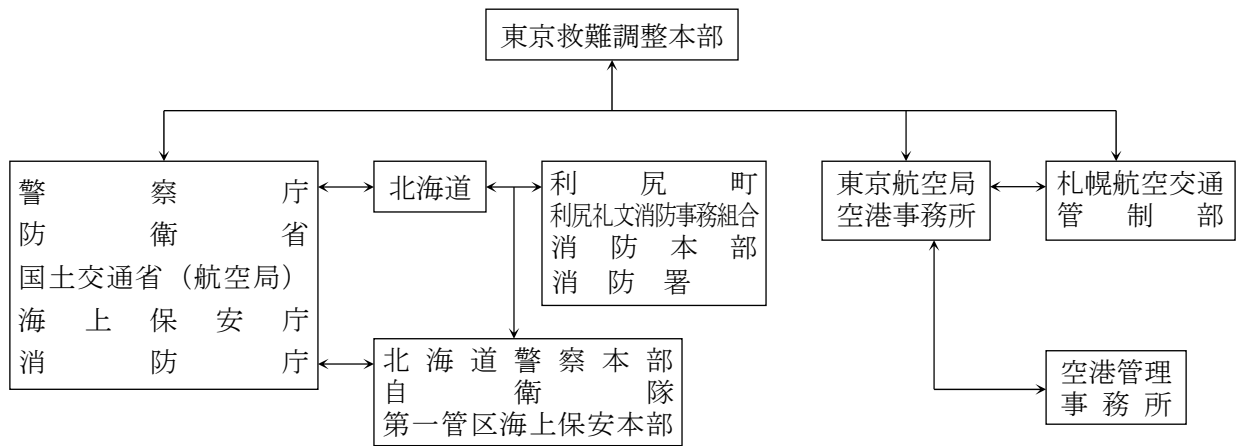
ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統

※発生地点が明確な場合



※発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第3章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、アに掲げる事項のほか、航空輸送復旧の見通し、避難の必要性等地域に与える影響についての広報を実施する。

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、航空**災害時**、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第3章第8節「救助救出計画」の定めにより

実施する。

(5) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第3章第18節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 消防活動

航空災害時における消防活動は、第3章第9節「消防計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 利尻礼文消防事務組合消防本部は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

イ 町は、利尻礼文消防事務組合消防本部と連携して、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第3章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第12節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

(9) 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第3章第19節「防疫計画」の定めにより、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第20節「廃棄物処理等計画」の定めにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

(10) 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、第3章第30節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより実施する。

(11) 広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村及び道へ応援を要請する。

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、各種対策を講ずる。

1 災害予防

町は、関係機関と連携を図りながら、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

- (1) 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、必要な施設の整備を図る。
- (2) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。
- (3) 道路災害時に、施設、設備の応急復旧を行うために必要な資機材等を整備する。
- (4) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路**災害時**、情報の収集及び通信等は、次により実施する。

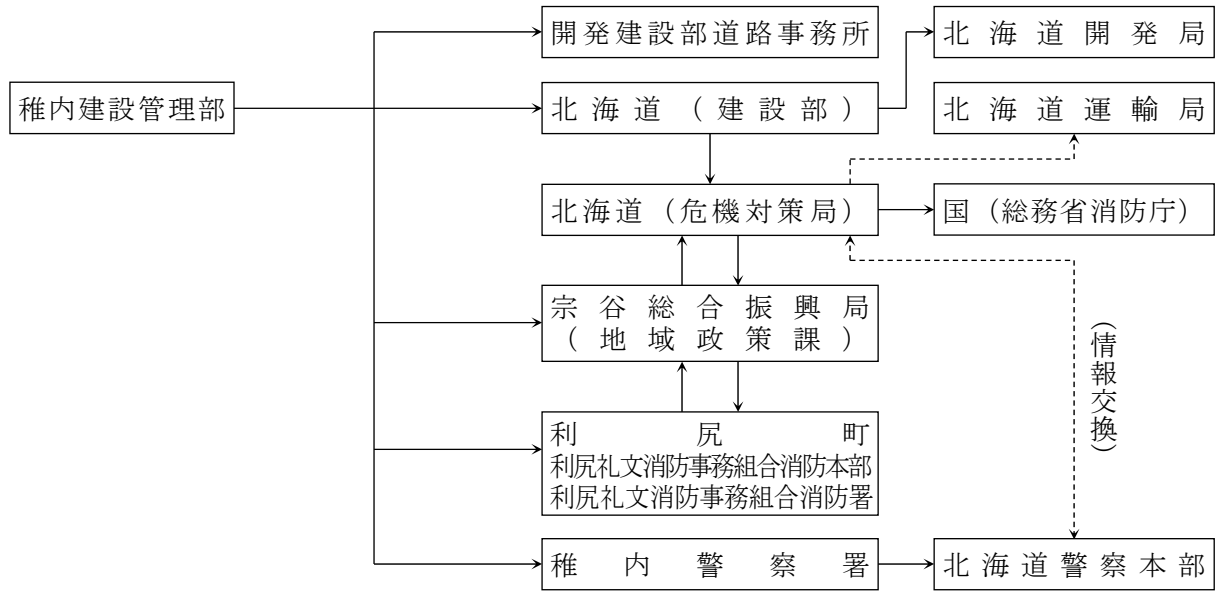
ア **災害時**には、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

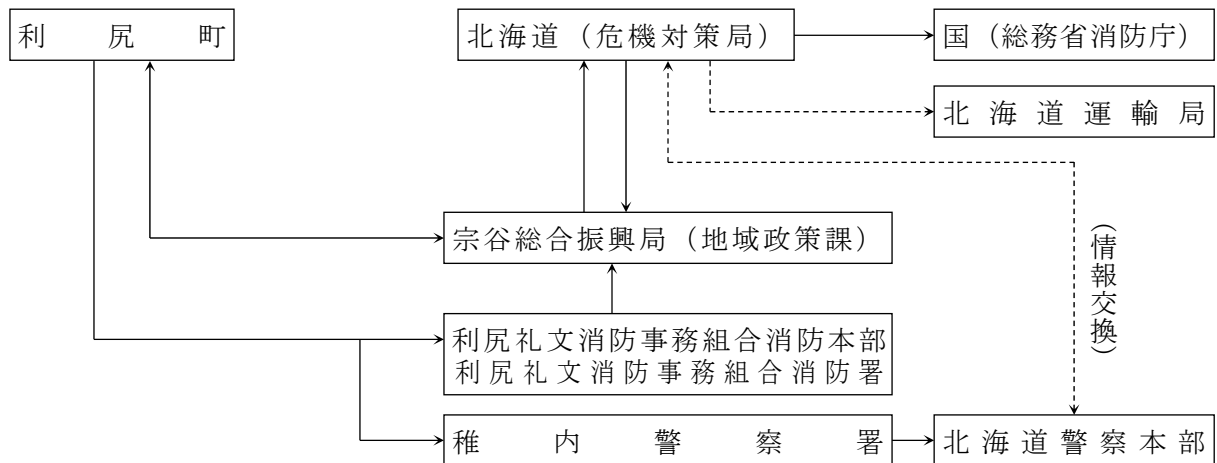
ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図

※道の管理する道路の場合



※町の管理する道路の場合



(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第3章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ロ) 医療機関等の情報
- (ハ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (ニ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
 - (イ) 被災者の安否情報
 - (ウ) 医療機関等の情報
 - (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) 施設等の復旧状況
 - (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
 - (キ) その他必要な事項
- (3) 応急活動体制

ア 町

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第3章第8節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第3章第18節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、第3章第9節「消防計画」の定めにより実施する。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

第3章第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、第3章第12節「交通応急対策計画」の定めにより実施する。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第3章第30節「自衛隊派

遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(II) 広域応援

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村及び道に応援を要請する。

3 災害復旧

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第4節 危険物等災害対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

(1) 危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施する。

(2) 町は、火災予防上の観点から利尻礼文消防事務組合の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。なお、町内の危険物施設は資料9-2参照のこと。

3 災害応急対策

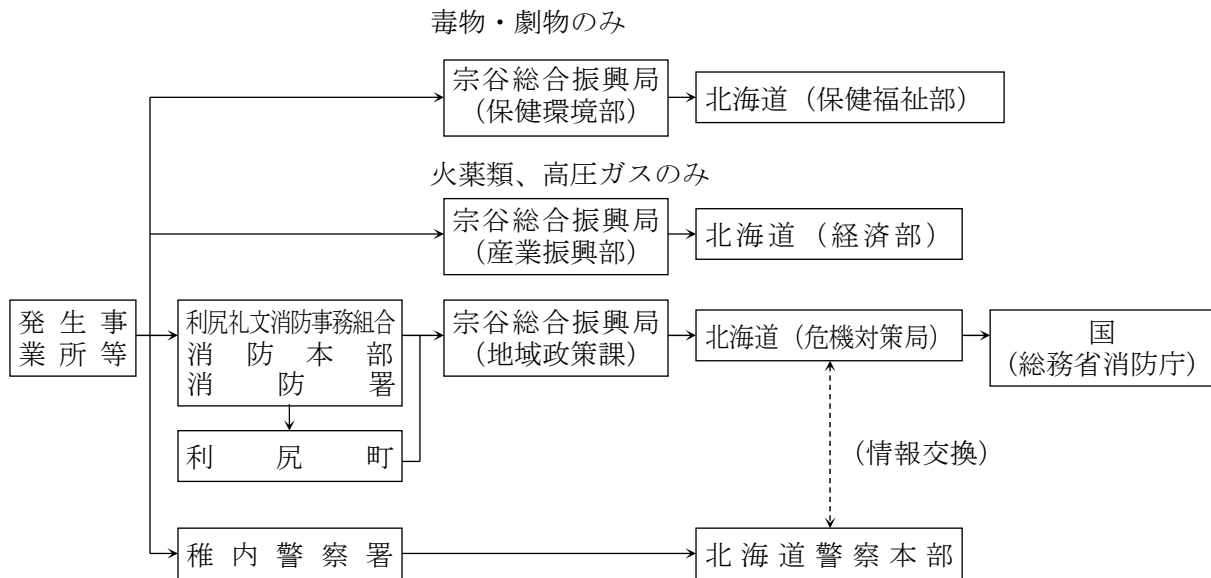
(1) 情報通信

ア 災害発生時には、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

情報通信連絡系統図



(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第3章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、アに掲げる事項のほか、避難の必要性等、地域に与える影響についての広報を実施する。

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、危険物等災害発生時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同

本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずる。

(5) 消防活動

第3章第9節「消防計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 利尻礼文消防事務組合消防本部は、事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

イ 町は、利尻礼文消防事務組合消防本部と連携して、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

ウ 事業者は、利尻礼文消防事務組合消防署の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(6) 避難措置

人命の安全を確保するため、第3章第7節「避難対策計画」の定めにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

第3章第8節「救助救出計画」及び第18節「医療救護計画」の定めにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第12節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

(9) 自衛隊派遣要請

第3章第30節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(10) 広域応援

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村及び道へ応援を要請する。

第5節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、各種対策を実施する。

1 災害予防

町は、利尻礼文消防事務組合消防本部と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時

の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

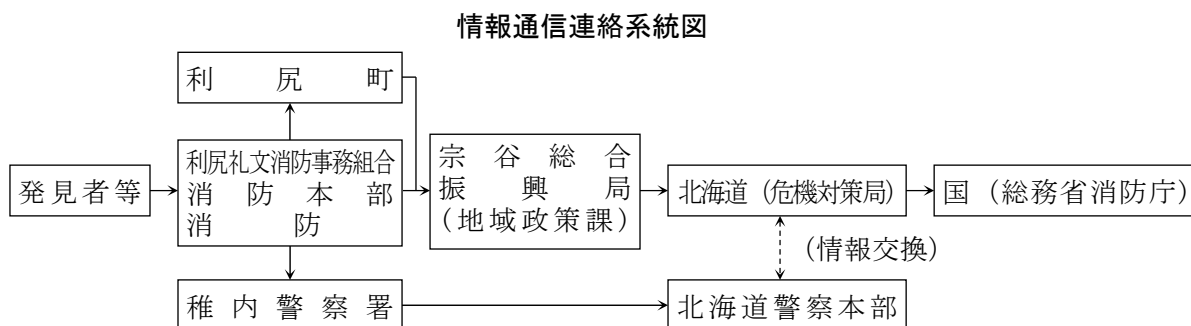
町長は、知事から火災気象通報を受け、又は気象の状況が次の火災警報発令条件若しくは自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

| 総合振興局 | 警 報 発 令 条 件 |
|-------|---|
| 宗 谷 | <p>【海岸部】 実効湿度75%以下にして、最小湿度50%以下となり、平均風速5 m/s以上となる見込みのとき。 平均風速8 m/s以上のとき、又は8 m/s以上となる見込みのとき。</p> <p>【内陸部】 実効湿度70%以下にして、最小湿度45%以下となり、平均風速5 m/s以上となる見込みのとき。 平均風速7 m/s以上のとき、又は7 m/s以上となる見込みのとき。</p> |

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害発生時、情報の収集及び通信等は、次により実施する。



ア 災害時には、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に関係機関に連絡する。

ウ 関係機関と相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、町が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第3章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、アに掲げる事項のほか、避難の必要性等、地域に与える影響についての広報を実施する。

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 消防活動

町は、利尻礼文消防事務組合消防署と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。

ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町は、人命の安全を確保するため、第3章第7節「避難対策計画」の定めにより、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

町は、第3章第8節「救助救出計画」及び第18節「医療救護計画」の定めにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、第25節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 交通規制

町は、北海道警察等関係機関と協力して災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第12節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。

(8) 自衛隊災害派遣要請

町長は、第3章第30節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(9) 広域応援

町は、利尻礼文消防事務組合消防本部と連携し、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村及び道へ応援を要請する。

3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第7章「災害復旧・被災者援護計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第6節 林野火災対策計画

林野火災は、ひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、林野火災対策計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減に努める。

1 災害予防

(1) 利尻町林野火災予消防対策協議会の設置

林野火災の予消防対策を推進するため、利尻町林野火災予消防対策協議会において、構成機関相互の連絡、情報交換、計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑な実施を図る。

ア 実施機関

利尻町、利尻礼文消防事務組合消防本部、利尻町消防団、宗谷森林管理署、南宗谷森林組合、稚内警察署

イ 協力機関

宗谷総合振興局、稚内地方气象台、利尻町教育委員会、利尻町立各小中学校、道立利尻高等学校、陸上自衛隊、利尻町観光協会、森林保全巡視指導員、自然保護監視員、鳥獣保護員、猟友会稚内支部利尻部会、宗谷バス(株)、大面積森林所有者

(2) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立する。

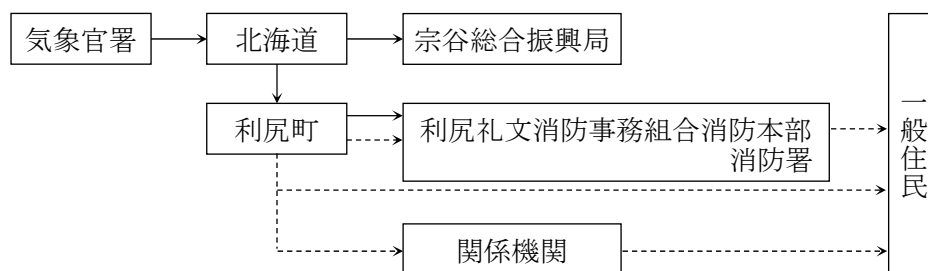
ア 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

町は、北海道から林野火災気象通報を受けたときは、次の系統により関係機関及び住民に対して伝達する。

イ 火災警報の発令

町長は、気象の状況により、林野火災発生の危険性があると認めたときは、消防法第22条の規定に基づき火災警報を発令する。

林野火災気象通報伝達系統図



-----> は町長が火災に関する警報を発した場合

(3) 入林者に対する対策

登山、ハイキング、山菜採り、魚つり等で入林する者への対策として、次の事項を推進する。

ア 入林者には、入林許可が必要であることを強調し、林野火災の防止に努める。

イ 入林者には、ポスター、注意旗を掲示・掲揚することにより、林野火災予消防意識の高揚を図る。

ウ 異常乾燥が続き、林野火災発生の危険があると認めるときは、広報車等により、入林者等に注意を呼びかけ、林野火災の発生防止に努める。

(4) 非常警戒対策

次の場合は、非常警戒として一般者の入林、火入れ等を禁止し、巡視の強化を図る。

ア 実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下のとき。

イ 平均風速13m/s以上を予想するとき（降水や降雪の状況によって対策を行わないことがある）。

(5) 火入れ等対策

火入れ等については、次の事項を重点として指導の徹底を図る。

ア 「利尻町火入れに関する条例」の徹底

火入れ等の無届け実施の絶無を期するため、条例の内容を一般に周知徹底させる。

イ 火入れ等については、万全を期し、可能な限り共同火入れをすること。

ウ 火入れ許可の附帯条件を励行させること。

エ 火入れ許可書、ごみ焼承認書と同時に許可旗を交付するので、必ず掲揚の上、実施すること。

オ 警報発令、又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止すること。

カ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けるよう指導すること。跡地には、状況に応じ、1週間ぐらいの監視を励行させること。

キ 春に造林を実施するときには、でき得る限り前年の夏から秋に火入れ地ごしらえをして、火災危険期には火入れをしないよう指導すること。

(6) 林内事業者対策

林内において事業を営む者は、実施期間中、次の体制を整え、予防の万全を期する。

ア 林内事業者は、火気取扱責任者を定め、かつ事業区域内に巡視員を配置して警戒体制を図る。

イ 事業箇所には、火気取扱責任者の指定する喫煙所を設け、標識及び消火設備を完備すること。

ウ 火気取扱責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期する。

エ 道路整備、その他事業者は、事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議して、万全の予防措置を講ずる。

(7) 機械力導入に対する予防対策

チェンソー、刈払機、林業機械の使用については、次の事項に留意すること。

- ア 燃料、又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しないこと。
- イ 機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切り、エンジンを止め、安全な状態にして、じょうご、くだ付容器等により補給すること。
- ウ ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグの配線ゆるみ等の点検整備を励行すること。
- エ 失火時の対策として、現地に小型消火器を持参すること。

(8) 民有林対策

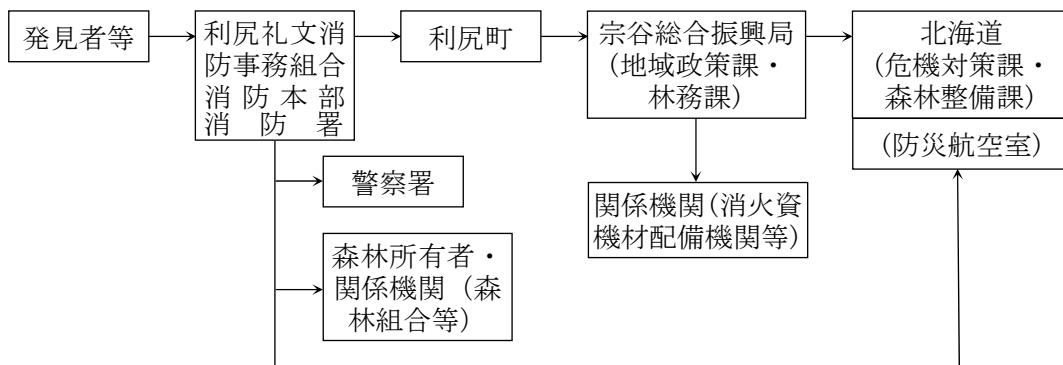
森林組合・森林所有者は、自己の所有林野内より火災が起きないように対策を樹立し、防火の万全を期する。

2 災害応急対策

(1) 林野火災発生通報系統の確立

- ア 消防署（団）等は、林野火災に備えて機械器具等を整備し、出動体制を確立する。
- イ 町、森林管理署、森林組合は、消火作業について関係機関の協力を求め、その指導に当たる。

林野火災発生通報系統図



(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第3章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

町は、関係機関と連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報

- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報
 - 町は、関係機関と連携し、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、アに掲げる事項のほか、避難の必要性等、地域に与える影響についての広報を実施する。
- (3) 応急活動体制
 - ア 町
 - 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の**災害時**、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。
 - イ 災害対策現地合同本部の設置
 - 関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。
- (4) 消防活動
 - 町は、利尻礼文消防事務組合消防本部と連携を密にして、人命の安全確保と延焼防止を基本として、第3章第9節「消防計画」の定めによるほか、次により消防活動を実施する。
 - ア 林野火災防衛図の活用、適切な消火部隊の配置、関係団体の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。
 - イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第3章第29節「消防防災ヘリコプター運航要請計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。
- (5) 避難措置
 - 人命の安全を確保するため、第3章第7節「避難対策計画」の定めにより、必要な避難措置を実施する。
- (6) 交通規制
 - 災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第12節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施する。
- (7) 自衛隊派遣要請
 - 第3章第30節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (8) 広域応援
 - 災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村及び道へ応援を要請する。

第7節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関と連携して各種対策を実施する。

1 災害予防

町は、関係機関と連携して、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施する。

(1) 北海道電力ネットワーク(株)

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずる。

イ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保する。

ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備する。

(3) 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める。

2 災害応急対策

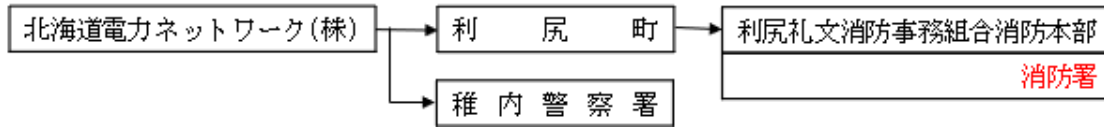
(1) 情報通信

大規模停電災害の発生時、情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害の発生時、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
 - (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
 - (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の町民に対して行う災害広報は、第3章第5節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施事項

実施機関は、町民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、町民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

- (ア) 停電及び復旧に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 北海道電力ネットワーク(株)

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずる。

- (イ) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常災害対策活動を実施する。
- (4) 消防活動
- 大規模停電災害時における消防活動は、次により実施する。
- (ア) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- (イ) 火災発生に対する迅速な消火活動
- (ウ) 医療機関との連携による円滑な救急搬送
- (5) 医療救護活動
- 町長は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施する。
- その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第3章第18節「医療救護計画」の定めにより実施する。
- (6) 交通対策
- 災害の拡大防止及び交通の確保のため、第3章第12節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行う。
- ア 稚内警察署
- 信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。
- イ 道路管理者
- ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行う。
- (7) 避難所対策
- 大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第3章第7節「避難対策計画」の定めにより実施する。
- (8) 応急電力対策
- ア 緊急的な電力供給
- (ア) 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。
- (イ) 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。
- (ウ) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、町役場や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努める。

(9) 給水対策

町長は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行う。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請する。

(10) 石油類燃料の供給対策

大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第3章第16節「衣料・生活必需物資供給計画」の定めによる。

(11) 防犯対策

稚内警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行う。

(12) 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の災害派遣を要請する必要がある場合は、第3章第30節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めにより、北海道知事に対し要請を請求する。

(13) 広域応援

北海道、町長及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第3章第31節「広域応援・受援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。